

和歌山市とソフトバンク株式会社とのDX連携協定書

和歌山市（以下「甲」という。）及びソフトバンク株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲が掲げるビジョン『きらり 輝く 元気和歌山市』の実現に向け、DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進することで、市民の利便性向上、新たな価値の提供、安心・安全で快適なまちづくりにつながる先行的な取組を双方の資源を活用して進めることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- （1） 防災、災害対策に関すること
- （2） 地域魅力発信に関すること
- （3） 行政のデジタル化に関すること
- （4） DX人材育成に関すること
- （5） その他、双方協議のうえ必要と認められる事項

2 前項各号に定める事項における具体的な取組の内容、実施時期、実施方法等については、甲乙協議のうえ、別途定める。

3 乙は、甲との協議の上、連携事項の一部を乙のグループ会社及びパートナー企業（以下「グループ企業等」という。）に実施させることができる。

（秘密の保持）

第3条 甲及び乙並びにグループ企業等は、本協定に基づく取組の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の承認を得ずに第三者に開示・漏洩してはならず、本協定に基づく取組以外の目的に使用してはならない。

2 甲及び乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に定める義務を負うものとする。

3 第1項に関わらず、本協定締結の事実については相手方の承諾を得ずに公開できる。

（個人情報等の取扱い）

第4条 甲及び乙は、本協定の履行及び連携事項の実施に当たって個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び和歌山市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第26号）を遵守するものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結日から令和9年9月30日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲及び乙が特段の申出を行わないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（変更又は解除）

第6条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度協議のうえ、本協定の変更又は解除を行うものとする。

（反社会的勢力への対応に関する特則）

第7条 甲及び乙は、反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人などを含む。）と関係を持たないことを表明し保証する。

2 甲及び乙は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

- （1）脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求
- （2）風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害
- （3）その他前2号に類似するいかなる行為

3 甲及び乙は、相手方が第1項の表明保証に反すると合理的に認められる場合又は相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合には、当該相手方に対して何ら通知をすることなく直ちに本協定を解除することができる。

（協議）

第8条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲及び乙が署名のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和7年10月2日

甲 和歌山県和歌山市七番丁23番地

和歌山市

和歌山市長

尾花正啓

乙 東京都港区海岸一丁目7番1号

ソフトバンク株式会社

法人統括 公共事業推進本部

本部長

相木陸照